

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成 31 年
2 月 26 日
(火曜日)

目 次

- 告示
道路の位置の指定（建築指導課）……………一
- 建築物に関する中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定（建築指導課）……………一
- 公告
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出（商政課）……………二
- 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出（商政課）……………一五
- 公共測量の実施（監理課）……………一五
- 公安委告示
警備員等の検定の実施……………一五



山口県告示第四十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成三十一年二月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
--------	--------------	--------------	-------

下松市生野屋三丁目一〇一八の三

五・〇

二六・四
平成三二、二二

山口県告示第四十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第七条の三第一項第二号及び第六項の規定により、建築物に関する中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定する。

平成三十一年二月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 中間検査を行う区域
山口県の区域（下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、岩国市及び周南市の区域を除く。）

二 中間検査を行う期間

平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までとする。ただし、同日までに法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認の申請（以下「確認申請」という。）が行われた建築物については、同日後においても、中間検査を行うものとする。

三 中間検査を行う建築物

平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に確認申請が行われた建築物（法第七条の三第一項第一号に規定する工程をその工事に含む建築物、法第八十五条第五項の規定により知事が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められた建築物、同条第六項の規定により知事が安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認めた建築物及び建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第十条第一号に掲げる建築物を除く。）のうち、一の建築物の新築に係る部分が次のいずれかに該当するものについて、中間検査を行う。

(一) 分譲を目的とする住宅

(二) 主要構造部が木造である住宅（地階を除く階数が三であるものに限る。）

(三) 主要構造部が鉄骨造であって、地階を除く階数が三以下で、かつ、延べ面積が三百平方メートル以上千平方メートル以下の建築物（テント倉庫建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十四年国土交通省告示第六百六十七号）に規定するテント倉庫建築物を除く。）

四 特定工程

- (一) 木造の建築物にあつては、柱、はり及び小屋組の建て方工事（枠組壁工法の木造建築物にあつては、耐力壁及び小屋組の建て方工事）
 - (二) 鉄骨造の建築物にあつては、一階部分の鉄骨の建て方工事
 - (三) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあつては、二階の床（地階を除く階数が一である建築物にあつては、屋根）及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事
 - (四) 一から三までに規定する建築物以外の建築物にあつては、二階の床（地階を除く階数が一である建築物にあつては、屋根）及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事
- 五 特定工程後の工程
- (一) 木造の建築物にあつては、壁の内装工事
 - (二) 鉄骨造の建築物にあつては、特定工程に係る部分を覆う工事
 - (三) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあつては、二階の床（地階を除く階数が一である建築物にあつては、屋根）及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事
 - (四) 一から三までに規定する建築物以外の建築物にあつては、二階の床（地階を除く階数が一である建築物にあつては、屋根）及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事



(四二) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成三十一年二月二十六日から同年六月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成三十一年二月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 名称 ゆめタウン下松、星ブラザ
- 所在地 下松市中央町二一番三号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

株式会社イズミ 広島市東区二葉の里三丁目三番一号 山西 泰明

下松商業開発株式会社 下松市中央町二一番三号 金織 俊弘

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	—	株式会社タケデン
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	—	周南市今宿町三丁目一の一
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	—	竹村 恭典

四 届出年月日

平成三十年十二月二十七日

変更年月日

平成十六年三月十二日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン下松、星ブラザ

所在地 下松市中央町二一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

株式会社イズミ 広島市東区二葉の里三丁目三番一号 山西 泰明

下松商業開発株式会社 下松市中央町二一番三号 金織 俊弘

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ムネスエ	下松市楠木町一丁目一〇番六号
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	—	下松市末武三五七の二〇

四 届出年月日

平成三十年十二月二十七日

変更年月日

平成十八年五月八日

五 変更年月日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン下松、星プラザ

所在地 下松市中央町二一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所

株式会社イズミ 広島市東区二葉の里三丁目三番一号

下松商業開発株式会社 下松市中央町二一番三号

三 変更に係る事項の概要

山西 泰明
金織 俊弘

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ゆめタウン下松、星プラザ
所在地 下松市中央町二一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所
株式会社イズミ 広島市東区二葉の里三丁目三番一号
下松商業開発株式会社 下松市中央町二一番三号

三 変更に係る事項の概要

山西 泰明
金織 俊弘

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

変更前 新潟市弁天二丁目三番一八号

変更後 新潟市江南区亀田工業団地一丁目三番五号

四 届出年月日
平成三十年十二月二十七日

五 変更年月日
平成十九年四月一日

四 届出年月日
平成三十年十二月二十七日

五 変更年月日
平成二十一年十月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン下松、星プラザ

所在地 下松市中央町二一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所

株式会社イズミ 広島市東区二葉の里三丁目三番一号

下松商業開発株式会社 下松市中央町二一番三号

三 変更に係る事項の概要

山西 泰明
金織 俊弘

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

変更前 周南市久米三〇二の二

変更後 周南市久米三〇九二の一

四 届出年月日
平成三十年十二月二十七日

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

変更前 周南市梅園一丁目四二番一号

変更後 周南市大字榑ヶ浜四九八の六

四 届出年月日
平成三十年十二月二十七日

五 変更年月日
平成二十二年九月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ゆめタウン下松、星プラザ
所在地 下松市中央町二一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名

株式会社イズミ 広島市東区二葉の里三丁目三番一号

下松商業開発株式会社 下松市中央町二一番三号

山西 泰明
金織 俊弘

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 株式会社WATTS	変更後
--------------------------------------	------------------	-----

四 届出年月日
平成三十年十二月二十七日

五 変更年月日
平成二十三年六月二十六日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ゆめタウン下松、星プラザ
所在地 下松市中央町二一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名

株式会社イズミ 広島市東区二葉の里三丁目三番一号

下松商業開発株式会社 下松市中央町二一番三号 山西 泰明
金織 俊弘

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
--------------------------------------	-----	-----

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
Asi-me エステール株式会社
東京都新宿区住吉町八番一―二号
東京都港区虎ノ門四丁目三番一―三号

四 届出年月日
平成三十年十二月二十七日

五 変更年月日
平成二十三年六月二十八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ゆめタウン下松、星プラザ
所在地 下松市中央町二一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名

株式会社イズミ 広島市東区二葉の里三丁目三番一号

下松商業開発株式会社 下松市中央町二一番三号

山西 泰明
金織 俊弘

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 株式会社大谷	変更後 大谷 勝彦
--------------------------------------	---------------	--------------

四 届出年月日
平成三十年十二月二十七日

五 変更年月日
平成二十四年九月十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ゆめタウン下松、星プラザ
所在地 下松市中央町二一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名

株式会社イズミ 広島市東区二葉の里三丁目三番一号

下松商業開発株式会社 下松市中央町二一番三号 山西 泰明
金織 俊弘

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
有限会社上本靴店	上本 均	上本 猛	上本 均

四 届出年月日

平成三十年十二月二十七日

五 変更年月日

平成二十四年十月十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン下松、星プラザ

所在地 下松市中央町二一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社イズミ 住所 広島市東区二葉の里三丁目三番一号 代表者の氏名 山西 泰明

下松商業開発株式会社 下松市中央町二一番三号

金織 俊弘

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
有限会社山数	—	—

四 届出年月日

平成三十年十二月二十七日

五 変更年月日

平成二十五年五月十七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン下松、星プラザ

所在地 下松市中央町二一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

—

名称 住所

株式会社イズミ 広島市東区二葉の里三丁目三番一号 代表者の氏名 山西 泰明

下松商業開発株式会社 下松市中央町二一番三号 金織 俊弘

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
国際貿易株式会社	南 恵介	南 恵介	重岡 敬之

四 届出年月日

平成三十年十二月二十七日

五 変更年月日

平成二十六年二月二十二日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン下松、星プラザ

所在地 下松市中央町二一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社イズミ 住所 広島市東区二葉の里三丁目三番一号 代表者の氏名 山西 泰明

下松商業開発株式会社 下松市中央町二一番三号

金織 俊弘

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	—	—
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	—	下松市中央町二一の三

四 届出年月日

平成三十年十二月二十七日

五 変更年月日

平成二十六年三月二十六日

一	大規模小売店舗の名称及び所在地 名称 ゆめタウン下松、星プラザ 所在地 下松市中央町二一番三号	一	大規模小売店舗の名称及び所在地 名称 ゆめタウン下松、星プラザ 所在地 下松市中央町二一番三号
二	届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 名称 株式会社イズミ 住 所 広島市東区二葉の里三丁目三番一号 下松商業開発株式会社 下松市中央町二一番三号 代表者の氏名 山西 泰明 金織 俊弘	二	届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 名称 株式会社イズミ 住 所 広島市東区二葉の里三丁目三番一号 下松商業開発株式会社 下松市中央町二一番三号 代表者の氏名 山西 泰明 金織 俊弘
三	変更に係る事項の概要	三	変更に係る事項の概要
四	届出年月日 平成三十年十二月二十七日	四	届出年月日 平成三十年十二月二十七日
五	変更年月日 平成二十六年七月三十一日	五	変更年月日 平成二十六年七月三十一日

一	大規模小売店舗の名称及び所在地 名称 ゆめタウン下松、星プラザ 所在地 下松市中央町二一番三号	一	大規模小売店舗の名称及び所在地 名称 ゆめタウン下松、星プラザ 所在地 下松市中央町二一番三号
二	届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 名称 株式会社イズミ 住 所 広島市東区二葉の里三丁目三番一号 下松商業開発株式会社 下松市中央町二一番三号 代表者の氏名 山西 泰明 金織 俊弘	二	届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 名称 株式会社イズミ 住 所 広島市東区二葉の里三丁目三番一号 下松商業開発株式会社 下松市中央町二一番三号 代表者の氏名 山西 泰明 金織 俊弘
三	変更に係る事項の概要	三	変更に係る事項の概要
四	届出年月日 平成三十年十二月二十七日	四	届出年月日 平成三十年十二月二十七日
五	変更年月日 平成二十七年三月一日	五	変更年月日 平成二十七年三月一日

四 届出年月日
平成三十年十二月二十七日
五 変更年月日
平成二十七年九月二十八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ゆめタウン下松、星プラザ
所在地 下松市中央町二一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社イズミ 住 所 広島市東区二葉の里三丁目三番一号 山西 泰明
下松商業開発株式会社 下松市中央町二一番三号 金織 俊弘
三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	—	株式会社ケイエムコーポレーション
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	—	広島県福山市卸町二一番一号
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	—	小川 訓子

四 届出年月日
平成三十年十二月二十七日
五 変更年月日
平成二十七年十月二十四日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ゆめタウン下松、星プラザ
所在地 下松市中央町二一番三号
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社イズミ 住 所 広島市東区二葉の里三丁目三番一号 山西 泰明
下松商業開発株式会社 下松市中央町二一番三号 金織 俊弘

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社夢や	株式会社夢や
	香川県高松市松縄町一〇〇四の一	香川県高松市松縄町一〇〇四の一
	—	東京都渋谷区代々木三丁目三八番九号

四 届出年月日
平成三十年十二月二十七日
五 変更年月日
平成二十七年十一月六日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ゆめタウン下松、星プラザ
所在地 下松市中央町二一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社イズミ 住 所 広島市東区二葉の里三丁目三番一号 山西 泰明
下松商業開発株式会社 下松市中央町二一番三号 金織 俊弘
三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	—	株式会社曾呂利
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	—	周南市河東町三番二号
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	—	河村 知行

四 届出年月日
平成三十年十二月二十七日
五 変更年月日
平成二十七年十二月十六日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

一 名称 ゆめタウン下松、星プラザ
所在地 下松市中央町二番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
株式会社イズミ 広島市東区二葉の里三丁目三番一号 山西 泰明
下松商業開発株式会社 下松市中央町二番三号 金織 俊弘

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社フーキ堂 神足 孝志	

四 届出年月日
平成三十年十二月二十七日

五 変更年月日
平成二十八年五月十六日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ゆめタウン下松、星プラザ
所在地 下松市中央町二番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
株式会社イズミ 広島市東区二葉の里三丁目三番一号 山西 泰明
下松商業開発株式会社 下松市中央町二番三号 金織 俊弘

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社やとう	
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	矢頭 忠敏	矢頭 一康

四 届出年月日
平成三十年十二月二十七日

五 変更年月日
平成二十八年八月十八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ゆめタウン下松、星プラザ
所在地 下松市中央町二番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
株式会社イズミ 広島市東区二葉の里三丁目三番一号 山西 泰明
下松商業開発株式会社 下松市中央町二番三号 金織 俊弘

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社春花	

四 届出年月日
平成三十年十二月二十七日

五 変更年月日
平成二十九年一月三十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ゆめタウン下松、星プラザ
所在地 下松市中央町二番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
株式会社イズミ 広島市東区二葉の里三丁目三番一号 山西 泰明
下松商業開発株式会社 下松市中央町二番三号 金織 俊弘

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称		株式会社花子

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	徳島市問屋町一三四
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	清水 亮介

四 届出年月日

平成三十年十二月二十七日

五 変更年月日

平成二十九年二月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ゆめタウン下松、星プラザ

所在地 下松市中央町二一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 株式会社イズミ 住 所 広島市東区二葉の里三丁目三番一号

下松商業開発株式会社 下松市中央町二一番三号

代表者の氏名 山西 泰明

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更に係る事項

変更に係る事項

変更に係る事項

届出年月日

平成三十年十二月二十七日

五 変更年月日

平成二十九年六月二十三日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ゆめタウン下松、星プラザ

所在地 下松市中央町二一番三号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社山藤	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	愛媛県今治市立花町二丁目三番一六号		
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	山本 剛		

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 株式会社イズミ 住 所 広島市東区二葉の里三丁目三番一号

下松商業開発株式会社 下松市中央町二一番三号

代表者の氏名 山西 泰明

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更に係る事項

変更に係る事項

届出年月日

平成三十年十二月二十七日

五 変更年月日

平成二十九年十月十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ゆめタウン下松、星プラザ

所在地 下松市中央町二一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 株式会社イズミ 住 所 広島市東区二葉の里三丁目三番一号

下松商業開発株式会社 下松市中央町二一番三号

代表者の氏名 山西 泰明

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更に係る事項

届出年月日

平成三十年十二月二十七日

五 変更年月日

平成三十年二月一日

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社メディア企画	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	南 恵介		
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	大瀬良菜穂美		

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ジーンズ・カジヤ	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	伊達 儼		
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	中平 浩司		

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ゆめタウン下松、星プラザ
 所在地 下松市中央町二番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所
 株式会社イズミ 広島市東区二葉の里三丁目三番一号 山西 泰明
 下松商業開発株式会社 下松市中央町二番三号 金織 俊弘

三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社夢や	安東恵美子	小向 誠一
変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後

四 届出年月日
 平成三十年十二月二十七日
 変更年月日
 平成三十年五月十八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ゆめタウン下松、星プラザ
 所在地 下松市中央町二番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所
 株式会社イズミ 広島市東区二葉の里三丁目三番一号 山西 泰明
 下松商業開発株式会社 下松市中央町二番三号 金織 俊弘

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
合同会社西友		
株式会社イケダペットファーム		
イトキン株式会社		

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

株式会社イノウエ	
株式会社オンワード樫山	
株式会社キャンドウ	
株式会社キング	
有限会社詩仙堂	
株式会社鈴丹	
株式会社ソノヤ	
株式会社タツミヤ	
株式会社東京デリカ	
有限会社ぱっしょん企画	
株式会社ハニーズ	
株式会社パピウエア	
株式会社パレモ	
株式会社音光	
フカヤ株式会社	
ファイテン株式会社	
有限会社宝石の森	
株式会社マーブルインク	
有限会社みつい	
有限会社ミツル	

株式会社明林堂書店	株式会社ローズ	株式会社和光	有限会社ケン・ワールド	地球文化屋株式会社	ブランシエス株式会社
メガネの田中チェーン株式会社	株式会社ロース	株式会社和光	有限会社ケン・ワールド	地球文化屋株式会社	ブランシエス株式会社
有限会社レディスいとや	株式会社ロース	株式会社和光	有限会社ケン・ワールド	地球文化屋株式会社	ブランシエス株式会社
株式会社明林堂書店	株式会社ロース	株式会社和光	有限会社ケン・ワールド	地球文化屋株式会社	ブランシエス株式会社

四 届出年月日
平成三十年十二月二十七日
五 変更年月日
平成三十年七月三十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ゆめタウン下松、星ブラザ
所在地 下松市中央町二一番三号
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
株式会社イズミ 広島市東区二葉の里三丁目三番一号 山西 泰明
下松商業開発株式会社 下松市中央町二一番三号 金織 俊弘
三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
株式会社すぎもと	下松市北斗町五番一三三号	下松市中央町二一番三三三号
西村 典子	瑞穂町一丁目八番五号	〃 〃 〃

四 届出年月日
平成三十年十二月二十七日
五 変更年月日
平成三十年八月一日
一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ゆめタウン下松、星ブラザ
所在地 下松市中央町二一番三号
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
株式会社イズミ 広島市東区二葉の里三丁目三番一号 山西 泰明
下松商業開発株式会社 下松市中央町二一番三号 金織 俊弘
三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗の名称	変更に係る事項	変更前	変更後
山崎 一直	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	ザ・モール周南、星ブラザ	ゆめタウン下松、星ブラザ
株式会社イズミ	〃	〃	株式会社イズミ
イトキン株式会社	〃	〃	イトキン株式会社
株式会社イノウエ	〃	〃	株式会社イノウエ
株式会社オンワード樫山	〃	〃	株式会社オンワード樫山
株式会社キャンドウ	〃	〃	株式会社キャンドウ
株式会社キング	〃	〃	株式会社キング
株式会社詩仙堂	〃	〃	株式会社詩仙堂
株式会社タツミヤ	〃	〃	株式会社タツミヤ

大規模小売店舗にお
いて小売業を行
う者の氏名又は名
称

株式会社東京デリカ	株式会社ハニーズホールディングス	フカヤ株式会社	有限会社宝石の森	有限会社みつい	株式会社明林堂書店	メガネの田中チェーン株式会社	株式会社ローズ	株式会社和光	有限会社ケン・ワールド	株式会社ケン・ワールド	株式会社キャン	アイリン株式会社	株式会社まつや	丸高衣料株式会社	丸高衣料株式会社	東京山喜株式会社	RIZAP株式会社	株式会社ウイル	株式会社良品計画	株式会社ウオッチ・ビジネス・カンパニー	
株式会社東京デリカ	株式会社ハニーズホールディングス	フカヤ株式会社	有限会社宝石の森	有限会社みつい	株式会社明林堂書店	メガネの田中チェーン株式会社	株式会社ローズ	株式会社和光	有限会社ケン・ワールド	株式会社ケン・ワールド	株式会社キャン	アイリン株式会社	株式会社まつや	丸高衣料株式会社	丸高衣料株式会社	東京山喜株式会社	RIZAP株式会社	株式会社ウイル	株式会社良品計画	株式会社ウオッチ・ビジネス・カンパニー	
株式会社カント	日本リビング株式会社	有限会社グリムランド	株式会社メガネスーパー	株式会社シヨット	株式会社ソリッド	藤久株式会社	株式会社ラビータ	総合メディカル株式会社	株式会社エンパワー	山崎 直直	株式会社イズミ	イトキン株式会社	株式会社イノウエ	株式会社オンワード樫山	株式会社キヤンドウ	株式会社キング	株式会社詩仙堂	株式会社タツミヤ	株式会社東京デリカ		
株式会社カント	日本リビング株式会社	有限会社グリムランド	株式会社メガネスーパー	株式会社シヨット	株式会社ソリッド	藤久株式会社	株式会社ラビータ	総合メディカル株式会社	株式会社エンパワー	下松市南花岡一丁目二番二一〇号	広島市東区二葉の里三丁目三番一号	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目一番一号	周南市銀南街四三	東京都中央区日本橋三丁目一〇番五号	〇番五号	〇番五号	〇番五号	〇番五号	〇番五号	〇番五号	〇番五号

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

有限会社宝石の森	石田 稔
有限会社みつゐ	光井 達人
株式会社明林堂書店	官脇 範次
メガネの田中チェーン株式会社	ホール・ディミアン・オマワリ
株式会社ローズ	江村 行正
株式会社和光	濱部 正行
有限会社ケン・ワールド	草野 謙司
プランシエス株式会社	原 忠司
株式会社キヤン	立花 隆央
アイリン株式会社	林 憲志
株式会社まつや	松本 晋司
丸高衣料株式会社	楡金 洋二
東京山喜株式会社	中村 健一
RIZAP株式会社	瀬戸 健
株式会社ウイル	烏田 克茂
株式会社良品計画	松崎 暁
株式会社ウオッチ・ビジネス・カンパニー	鍵本 優
株式会社カント	佐藤 恵子
日本リビング株式会社	福村 修作
有限会社グリムランド	友枝 善隆

四 届出年月日
平成三十年十二月二十七日
五 変更年月日

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
Asime エステール株式会社	丸山 朝	丸山 雅史

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ゆめタウン下松、星プラザ
所在地 下松市中央町二一番三号
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
株式会社イズミ 広島市東区二葉の里三丁目三番一号 山西 泰明
下松商業開発株式会社 下松市中央町二一番三号 金織 俊弘
三 変更に係る事項の概要

四 届出年月日
平成三十年十二月二十七日
五 変更年月日
平成三十年十月十三日

株式会社メガネスーパー	星崎 尚彦
株式会社シヨット	藤原 敬三
株式会社ソリッド	平野 一貴
藤久株式会社	後藤 薫徳
株式会社ラビータ	洲脇 誠司
総合メデイカル株式会社	坂本 賢治
株式会社エンパワー	増井 俊介

平成三十年十一月十六日

(四三) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成三十一年二月二十六日から同年六月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成三十一年二月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン下松、星プラザ

所在地 下松市中央町二一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社イズミ 住所 広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 山西 泰明

下松商業開発株式会社 下松市中央町二一番三号 金織 俊弘

三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
	松月堂製パン株式会社	午前十時	午前九時	
	有限会社泉商	〃	〃	
	株式会社すぎもと	〃	〃	
有限会社上本靴店	〃	〃	〃	

四 届出年月日

平成三十年十二月二十日

五 変更年月日

平成三十年十二月二十二日

(四四) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、下関安岡町七丁目(仮称)土地区画整理組合設立準備会から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成三十一年二月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量及び出来形確認測量)

二 作業の地域

下関市安岡町七丁目

三 作業の期間

平成三十一年三月一日から平成三十三年十二月二十八日まで



山口県公安委員会告示第四号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成三十一年二月二十六日

山口県公安委員会

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員

種別 級 受検定員

雑踏警備業務 一級 二十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日時 平成三十一年六月三日(月曜日)の午前十時から正午まで

場所 山口市滝町一番一号

山口県警察本部

(二) 実技試験

日時 平成三十一年六月二十一日(金曜日)
場所 山口市秋穂二島一〇六二番地
山口県セミナールパーク

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの(以下「県外在住警備員」という。)であつて、次のいずれかに該当する者であること。

- (一) 雑踏警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であるもの
- (二) 公安委員会が(一)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

四 検定申請書の受付期間及び時間

平成三十一年四月十五日(月曜日) から同月十九日(金曜日) までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

- (一) 検定申請書
- (二) 添付書類

- 1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面
- 2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面
- 3 三の(一)に該当する者にあつては、雑踏警備業務二級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業者等が発行する当該警備業務の従事期間に関する証明書の写し

- 4 三の(二)に該当する者にあつては、一級検定受検資格認定書の写し
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万三千元に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この

収入証紙には、消印をしないこと。
八 受検票の交付
検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

- (一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。
- (二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一一〇)にすること。

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員

種別	級	受検定員
雑踏警備業務	二級	三十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

- (一) 学科試験
日時 平成三十一年六月三日(月曜日)の午前十時から正午まで
場所 山口市滝町一番一号
山口県警察本部

(二) 実技試験

- 日時 平成三十一年六月二十七日(木曜日)
- 場所 山口市秋穂二島一〇六二番地
山口県セミナールパーク

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は県外在住警備員であること。
検定申請書の受付期間及び時間

- 平成三十一年四月十五日(月曜日) から同月十九日(金曜日) までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その

者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員
にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面

2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明す
る書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮
影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び
撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万三千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この
収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員で
ある場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察
署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄す
る警察署に請求すること。

(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八
三一九三三〇一一〇)にすること。

平成三十一年二月二十六日印刷

発行人所

山口県知事